



平成 31 年 2 月 19 日

各 位

会 社 名 東亜石油株式会社  
代表者名 代表取締役社長 玉井 裕人  
コード番号 5008 (東証二部)  
問合せ先 常務取締役 白木 郁  
(TEL 044-280-0614)

## (訂正)「決算期 (事業年度の末日) の変更及び定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 31 年 2 月 13 日に開示いたしました「決算期 (事業年度の末日) の変更及び定款一部変更に関するお知らせ」に一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所は二重下線で示しております。

### 記

#### 1. 訂正の理由

「定款変更案 附則」の記載に一部不足・誤りがありましたので、訂正をおこなうものです。

#### 2. 訂正箇所

訂正の内容は以下のとおりであります。また、訂正箇所には二重下線を付しております。

#### 【訂正前】

(下線部分は現行定款からの変更部分)

現行定款	変更案
(新設)	附則 <u>(事業年度変更に伴う取締役の任期に関する経過措置)</u> <u>第 2 条 第18条の規定にかかわらず、平成30年3月27日開催の第145期定時株主総会において選任された監査等委員である取締役 (補欠の監査等委員である取締役を含む) 及び平成31年3月27日開催の第146期定時株主総会において選任された取締役 (監査等委員である取締役を除</u>

(新設)	<p>く)の任期は、第147期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(事業年度変更に伴う経過措置)</p> <p>第3条 第33条(事業年度)の規定にかかわらず、第147期事業年度は、平成32年(2020年)3月31日までの15ヵ月間とする。</p>
(新設)	<p>(事業年度変更に伴う基準日に関する経過措置)</p> <p>第4条 第33条(中間配当)の規定にかかわらず、第147期事業年度の中間配当の基準日は6月30日とする。</p>
(新設)	<p>第5条 本附則第2条から本条までの規定は、第147期事業年度経過後は、これを削除する。</p>

【訂正後】

(下線部分は現行定款からの変更部分)

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則</p> <p>(事業年度変更に伴う基準日に関する経過措置)</p> <p>第2条 第8条および第34条の規定の変更は、平成31年4月1日からその効力を生じる。</p>
(新設)	<p>(事業年度変更に伴う株主総会の招集に関する経過措置)</p> <p>第3条 第10条の規定の変更は、平成31年(2019年)7月1日からその効力を生じる。</p>
(新設)	<p>(事業年度変更に伴う取締役の任期に関する経過措置)</p> <p>第4条 第18条の規定にかかわらず、平成30年3月27日開催の第145期定時株主総会において選</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>任された監査等委員である取締役（補欠の監査等委員である取締役を含む）および平成31年3月27日開催の第146期定時株主総会において選任された取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、第147期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>（事業年度変更に伴う経過措置）</u></p> <p><u>第5条 第33条（事業年度）の規定にかかわらず、第147期事業年度は、平成32年（2020年）3月31日までの15ヵ月間とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>（事業年度変更に伴う基準日に関する経過措置）</u></p> <p><u>第6条 第35条（中間配当）の規定にかかわらず、第147期事業年度の中間配当の基準日は6月30日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第7条 本附則第2条から本条までの規定は、第147期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</u></p>

以上